

## 豊島区男女平等推進センター運営委員会について

### 1. 概要

男女平等推進センターの運営について、利用者の意見を反映し、区民や利用者の方々の要望に沿った利用しやすいセンターにするために検討を行う委員会

### 2. 構成と任期(豊島区立男女平等推進センター運営委員会設置要綱第 3 条、第 4 条)

#### 【構成】

12 名

#### \*構成メンバー

- (1) センター登録団体関係者
- (2) 公募による一般区民
- (3) 豊島区立男女平等推進センター所長

#### 【任期】

3 年

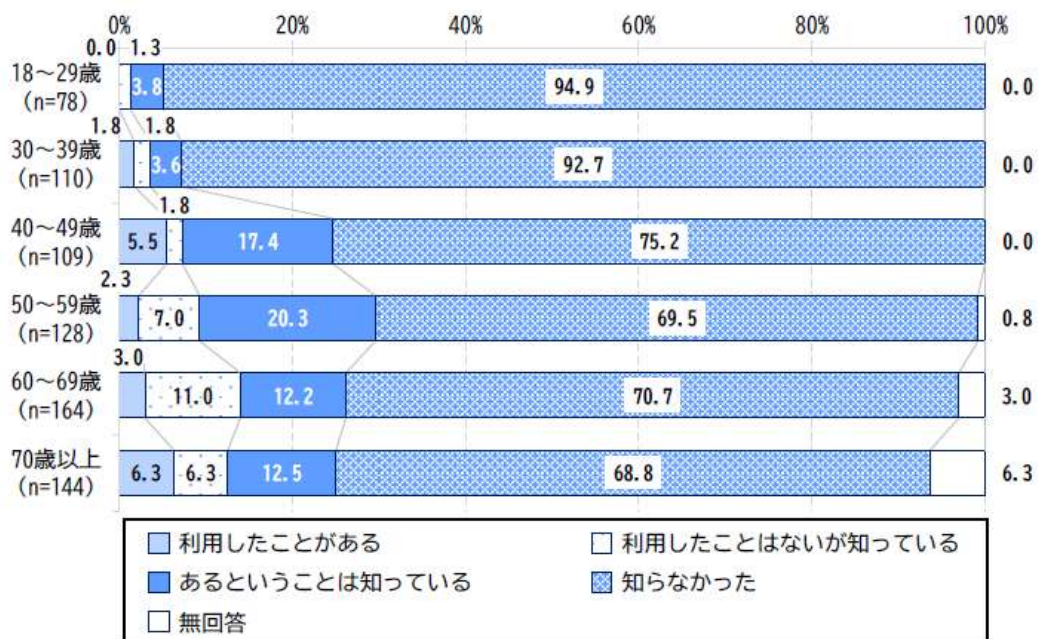
### 3. 所掌事務(豊島区立男女平等推進センター運営委員会設置要綱第 2 条)

- (1) センターの各事業の運営に関する事
- (2) 研修室の運営に関する事
- (3) 情報コーナー、交流コーナーの運営に関する事
- (4) ワーク室の運営に関する事
- (5) その他、前号に掲げる以外のセンターの運営に関する事

69	運営委員会との協働の推進	区民・登録団体代表による運営委員会を開催し、男女平等推進センターの運営及び周知に区民、利用者の意見・要望を反映させるとともに協働を進め、事業の充実を図ります。	男女平等推進センター
----	--------------	---	------------

第 5 次としま男女共同参画推進プランにおいて  
施策 24「エポック 10(男女平等推進センター)機能の充実」で  
運営委員会との協働の推進について明記されている

## ◇男女平等推進センターの認知度



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

若い世代を中心に7割以上の区民が男女平等推進センターを知らない状況

## ◆ 会議の開催時期

約2か月ごとに開催(4月、6月、8月、10月、12月、2月)